

東日本区事務所所長候補者推薦について東日本区内への公告

東日本区事務所人事委員会 委員長 十河 弘（宇都宮）

2012年12月26日付にて東日本区事務所所長公募について東日本区内への公告をしましたが、2013年1月31日の締切日までに応募がありませんでしたので、2月7日（木）の人事委員会の決定にて東日本区事務所人事委員会規則第8条により、下記の推薦依頼を東日本区内へ公告します。

内 容：2013年7月1日から勤務の東日本区事務所所長の推薦を求めます。

推薦の締め切り：2013年3月2日（土）午後5時までに到着

提出書類：別紙の「東日本区事務所所長候補者推薦書」

推薦方法：下記宛てに郵送またはメール添付ファイルで送付下さい。

提出先：東日本区書記 清藤城宏宛

400-0075 甲府市山宮町 2924

電話 055-253-8355 E-mail : seido92@yahoo.co.jp

選考：履歴書等書類選考の上本人と面接を行います。

勤務内容報酬等：委細面談の上決定します。

添付の関連規則：東日本区事務所 人事委員会規則

以上

参考1．人事委員会委員は下記：

駒田勝彦理事、渡辺喜代美次期理事、河合重三直前理事、

十河 弘（宇都宮）、香取良和（東京江東）、伊丹一之（東京むかで）

参考2．東日本区事務所 人事委員会規則から関連部分の抜粋です

第8条 事務所長

第1項 事務所長の採用に関する事項は次のとおりとする。

第2項 事務所長の候補者は、公募または、推薦により募集することができる。

第3項 人事委員会は、履歴書等書類選考の上候補者と面接を行い、2名ないし3名の候補者を選出する。

第4項 前項候補者の内1名を選出し、区役員会で承認を受け理事が任命する。

第9条 事務所長資格要件

第1項 事務所長は、原則として次の資質を有する者が望ましい。

- 1．ワイズメン運動に対する一定の経験・知識・理解があり、活動的な東日本区ワイズメンであること。
- 2．YMCA運動に対する一定の知識・理解があり、YMCA会員であること。
- 3．英語による意思疎通の能力があり、ワイズメン運動の国際関係に明るいこと。
- 4．業務概要を理解しており、事務（会計）能力を有すること。
- 5．事務所に通勤可能なこと。
- 6．任期中、継続が可能なこと。

第10条 事務職員任期

第1項 事務職員の任期は、原則として1年とする。

第2項 期間満了の日から6か月前までに人事委員会は本人の意向を確認し、支障のない場合は、さらに4年延長し、最長5年間とすることができる。

第3項 事務職員の定年は75歳とする。ただし、年齢が75歳を超えている場合でも、必要に応じて1年に限り延長することができる。